

秋田県次世代ヘルスケア産業協議会設置要綱

(目的)

第1条 健康寿命の延伸に効果のある医療介護福祉機器や健康維持・増進サービスの開発などに係る「ヘルスケア産業」への県内企業の参入を促進し、ひいては、秋田県の「健康寿命日本一」達成に寄与するため、秋田県次世代ヘルスケア産業協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項に関して協議する。

- (1) ヘルスケア産業に関する情報共有、普及啓発に関すること
- (2) 会員の連携・協働によるヘルスケア産業への参入に対する支援に関すること
- (3) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること

(構成)

第3条 協議会は、第1条に掲げる目的に賛同する次の者により構成する。

- (1) ヘルスケア産業に関わるまたは参入を希望する県内企業
- (2) 医療・介護事業者、大学、試験研究機関、自治体、関係団体等

(入会)

第4条 協議会に入会を希望する者は、別に定める協議会加入申込書を協議会会長に提出するものとする。

2 協議会の会費は無料とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、秋田県産業労働部長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときには、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要と認めるときは、意見を求めるため、委員以外の者を招へいすることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 協議会に、専門の事項を調査協議し、その結果に基づき実行させるため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、秋田県産業労働部地域産業振興課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月2日から施行する。